

# プロレタリア通信

第37号  
2002年4月2日  
定価 100円  
〒170-91  
東京豊島郵便局  
私書箱59号

## 有事立法粉碎！ 沖縄基地移設粉碎！ 労働運動の反転攻勢を！

### 「反戦・反帝闘争と反グローバリゼーション」

旭凡太郎

割戦の激化)の下での労働者農民の生活の危機である。そして第三世界労働者農民の多国籍企業への従属的・差別的統合との闘いということである。

ただし運動として顕在化したのは、帝国主義国では一九九〇年代半ば以降のアメリカAFLECIOの戦闘化や、フランス・ヨーロッパの反失業闘争や、フランス農民同盟のマクドナルド占拠闘争であり、一九九九年末のシアトル暴動や二〇〇一年ジェノヴァのデモで一挙に注目をあつめた。

(日本では労働運動や反失業運動は一九七〇〜八〇年代労働情報運動等として展開されたが、パブル絶頂期の国労敗北・総評解散で一時頓挫した。とはいえ運動は持続展開し、あるいは農民、反差別等をふくめての現場の存続は反転攻勢への条件を構成しているといえる。

#### (WTO)

④ 第二は、一九九五年のWTO(世界貿易機関)の成立とIMF管理の強化のもとで進行する、第三世界さらにはNICs労働者農民の悲惨と、立ち上がり、その国際問題化である。

#### (基本としての多国籍企業—国際独占体)

③ 基本的には一九八〇年代以降続く独占資本の多国籍企業としての展開(フォード主義的生産・消費システムの挫折と、過剰生産と、市場再分

民族、イデオロギーをめぐる根源的闘いをも意味する。それゆえ帝国主義と戦争にたいする闘い、戦争における自国政府敗北の要求、反戦闘争と反帝闘争は、さまざまな民主主義的、社会的運動・要求では代替できない性格をもっている。

#### (戦争と軍隊にたいする闘い)

② 大量の人々を殺戮し、また自らの死をも要求し、また用役・人権の犠牲を強制する軍隊と戦争をめぐる闘いは、同時にそれが破壊しあるいは防衛する制度と組織、権利、財産、階級、諸運動、国家、

#### アフガニスタン侵略反対闘争からの飛躍へ

① アフガニスタン侵略反対闘争は、東京では市民・労働者・党派で一五〇〇〜一八〇〇、労働組合(平和フォーラム系:自治労、教組、水道、私鉄等交通関係中心)七〜八〇〇〇、地区では多いところ

学生運動の新たな胎動がはじまりつつある。それらはまた国際的な反帝反グローバリゼーション運動とも連動している。

この反グローバリゼーション、すなわち国際的社会的民主主義的運動は、無党派的で、さらには権力を目指さないと

いう性格(というより権力奪取をめざす党派・集団が主軸となっていない)という意味でも流動的かつ多様なものといえる。

それらは「テロにも反対、報復戦争にも反対」というスローガンの評価や、ビンラディン・タリバンの評価とも関

こうしたことを背景に青年

すなわちWTOの標的が、第一にはGATT(関税と貿易にかんする一般協定 一九四七年成立)にはあつた第三世界・後発国自立のための保護貿易主義の容認ということの第一にあり、第二には農業、知的所有権、生物特許であることによつて加速された問題である。

たとえばアジアNICs・韓国の工業化は、米ソ対立下米日支援やアメリカ市場を前提しつつ、国家主導・保護や外国からの直接投資規制のもとで行われた。それらを自由貿易・自由主義による第三世界工業化の模範と翻訳し、多国籍資本の支配の自由運動の保証(国際投資協定や日韓投資協定等)と、第三世界の保護主義の廃止と民営化を強制することがWTOやIMFをとうして加速してきたのである。

(そして一九九七年八年アジア、韓国危機やアルゼンチンでのIMFの自由化・民営化・福祉切り捨ては、韓国労働運動をはじめとする反IMF、反グローバリゼーションの大爆発をひきおこしたのである。

他方WTOが農業、知的所有権、生物特許を標的としたということ、農業問題を帝国主義国、第三世界をとうして

てクローズアップさせたのである。

註) 帝国主義国では、旧来型独占・帝国主義対小生産という枠にとどまらず、工業への農業の従属(すなわち工業製品市場拡大のための農業切り捨てや、化学・農業・大規模機械等工業的農業)にたいする市場経済批判や、有機・家族農業や、産消提携が対置されていたのを加速した。また日本ではWTOにともなう米自由化にたいする危機感から農民連合が生まれた。

他方多国籍企業による生物特許、遺伝子特許は、第三世界を源泉とする種子・生物多様性を多国籍企業の支配・独占のもとにおくものとして激しく糾弾され、遺伝子組み換え作物問題と組合わさって浮上したわけである。

とはいえそれらは旧来からの第三世界の農業問題の基礎のうえにある。すなわちその開発(資金)のための輸出モノカルチュアが、旧来型自給型農業・生活・自然条件を破壊し、飢餓や食料不足を拡大してきたということである。

その典型はアフリカである。がアジア・中南米等では輸出むけ農業が、農村の階層分化と流出と都市スラムを拡大し社会問題化しているわけ

である。それが旧来からある大地主・大土地所有制と結合する場合にはより社会問題化・階級闘争化がクローズアップされざるをえないわけである。

### (アメリカの再覇権)

⑤ 第三にこの反グローバリゼーションは政治的、経済的、軍事的、イデオロギー的なアメリカ帝国主義の巻き返しから世界的覇権にたいする運動としてある。

この世界の覇権にむかつているアメリカの軍事・政治・経済・イデオロギーの基本にあるのは資本の専制、多国籍化した独占資本の支配の自由への要求である。

それらが直面し自己に敵対すると認定する、「階級闘争」「国家的保護」「民族」「社会主義」「近代」「野蛮」「邪宗」、等にたいする資本と軍隊の苛酷さと野蛮さである。

それは資本主義、資本主義的帝国主義の、多国籍化した段階での赤裸々な姿である。これらへの世界的な労働者、農民、民族、旧「国家社会主義」住民からの忌避がある。

この資本の自由市場原理(資本の自由、競争、支配)

と、ブルジョア的市民原理(労働力売買と使用の自由・権利とこれら「商品所有者」の平等の政治的権利)と、これら神聖な自由をおびやかす前記のごときすべての要素にたいする公的暴力(軍隊)の赤裸々さへの忌避である。

それらは同時に資本のもとで科学・技術・生産性ということとを背景とした労働支配、市場支配、民族支配ということである。すなわち資本を背景とした優劣劣敗、能力主義と勝者への服従、社会的ダイウイズム、格差、を原理とする個人主義、すなわち連帯の破壊である。(連帯といつてもわれわれの場合にはこれまでもくりかえしたごとく、差別や分業批判をとうしての、各人の労働や生活や公的活動にわたる権利や自由を相互に保証しあうということなのだ)

たしかに資本主義は発生以来そういつたことを原理としてきた。

が、先住民から略奪した広大な土地・フロンティアを背景に、かつフォード主義や第二次大戦勝利や多国籍企業をとうして、そして内部で共産主義や社会民主主義の挑戦を大規模にうけることもなく、それを最も純粋に展開してきたといえる。

だから一九七〇〜八〇年代の世界市場での後退からの巻き返しにおいて、ニューデール型資本と労働の契約の破壊(資本の労働への攻勢)を公然かつイデオロギッシュに展開し、新自由主義として世界に波及させているわけである。(ヨーロッパや日本では社会民主主義や社会主義のもとそれほどあけすけにはなく、隠微に進行している)

この多国籍資本の自由と絶対的支配と、これを支える国際治安部隊化した軍隊とは、労働運動や労働者の生活と権利をけちらし、農民の生活を破壊し、人々や民族の尊厳をふみにじり、世界的に格差をも拡大しているわけである。

⑥ こうした意味ではビン・ラディン・タリバンと国際的に進行している反グローバリゼーションの流れとは同根であるともいえる。

しかし前者には社会革命・社会変革とそれによる資本主義近代・多国籍企業批判、ということをもふまえての帝国主義批判が欠如しているという特殊な性格がある。

もちろんイスラム復興運動

動、イスラム原理主義総体がそうだといいことではない。イスラム復興運動なりイスラム原理主義は、欧米帝国主義の中東侵略にたいする一九世紀末の反帝・反植民地主義とイスラム共同体指向を共通のものとはしている。がビン・ラディン・タリバンや、サウジアラビアから、反帝ブルジョア革命をなしたイランまで多様なものである(イラン革命では混合型社会論や、基幹産業国有化や、土地革命・奪取が進行した一途中ですトップがかけられたが。そして今日保守派、急進左派、自由主義の分岐がある)

⑦ そうしたなか、アフガニスタン人民自決支持の観点からは、米軍による空爆・アフガニスタン占拠・兵士や「捕虜」への無法支配からの撤退、は即時無条件に要求され

て

(民族自決権をめくつ

て

て

る、さらには軍隊派遣の無制限拡大にたいする闘いの国際的発展は急務である。

同時にラディンやタリバン  
の戦時主義的復古主義的反植  
民地主義は帝国主義的近代化  
に対抗できないという意味で  
も支持されえず、アフガニス  
タン内部からないしタリバン  
内部から反植民地主義と社会  
変革を結合する潮流が台頭す  
るに違いないわけである。大  
国による民族抑圧・分断によ  
る内戦や貧困こそが問題なわ  
けだが。

抑圧民族のプロレタリアー  
トは被抑圧民族の自決要求を  
無条件に支持しなければなら  
ないということ、プロレタ  
リア革命の観点からそれらの  
運動、思想を評価しなくては  
ならないこと、とりわけ被抑  
圧民族のプロレタリアートに  
とってそれは不可欠であるこ  
と、の両面は共産主義運動の  
最低限といえる。

それは民族自決権をめぐる  
抑圧民族と被抑圧民族プロレ  
タリアの立場の相違、すなわ  
ち前者は無条件に自決権を支  
持しなければならないが、後  
者は革命の観点から自決が否  
かを判断・決定する権利があ  
る、というレーニン以来の原  
則でもある。

それらは戦後の植民地独立  
以降むしろ拡大する、多国籍

企業・帝国主義支配にともな  
う産業、金融、労働と労働力、  
農業、政治、軍事にわたる従  
属や統合をめぐる内容をとも  
なつて継承されてきているわ  
けである。(いわゆる新植民  
地論や従属論やNICIS論と  
して)

註) 中核派のビン・ラディン  
支持は一九七〇年来の「血債  
の思想」、すなわち抑圧民族  
としての自己批判ということ  
で裏付けられている。

しかし I 前述の古典的な  
意味での民族自決をめぐる抑  
圧民族、被抑圧民族プロレタ  
リアの立場の相違

II 多国籍企業、国際独占体の  
支配一般と軍事支配のみなら  
ず、科学・生産性や、分業・  
労働の指揮や、差別・相対的  
過剰人口や、農業、全体にわ  
たる分割支配や差別構造とい  
ったことと民族抑圧の関係が  
問題である。・・といったこ  
とがなされないため、観念的  
自己否定と、抑圧民族・被抑  
圧民族の一体化がなされるわ  
けだが、それらは黒田主体性  
論来の党と階級の混同と同根  
の病なわけである。

格)

⑧ 次に今日の反グローバリ  
ゼーション運動における I  
無党派的で、権力(奪取)を  
目的としない、という性格

II 諸個別運動(エコロジー、  
人権、労働、第三世界、反戦  
平和等)への国際的統一的性  
格 III 貫して存在する各国  
革命運動・階級闘争との関  
係、といったことはどう考え  
るべきだろうか。

ひとつには失業、差別雇用、  
第三世界戦争等の問題が新  
自由主義批判・多国籍企業批  
判の地球的規模での統合とし  
て追及されているということ  
である。

(典型的にはドイツのグリー  
ンズ(緑の党)の溶解と実践  
的部分のATTACIEWTO  
や世界銀行への国際的抵抗運  
動で中心的役割をはたしてい  
るへの移行ということであ  
る。「ドイツのグリーンズは  
コソボ爆撃、アフガン爆撃の  
側にまわってしまった。」「昨  
年ジェノヴァ暴動以降社民批  
判、グリーンズ批判、フェミ  
ニスト、NGO、既成政党批  
判派がATTACを結成し  
た」との表明が、来日したド  
イツのミース氏よりなされた  
という。I ATTAC・J A  
PANの首都圏設立総会。I  
こうした緑派の多かれすく  
なかれの非社会的・政治的性  
格が、多国籍企業の除去ぬき

格)

には解決しない世界的な社会  
問題の登場のなかで、溶解せ  
ざるをえないのは必然なわけ  
である。それは人権だとか(世  
界)市民だとかが直面してい  
るのと同じなわけである。

それはまた外来の「ボス  
トモダン」等が表層をただよ  
った日本の思想的風土の場合  
にも同じといえる。「特権的  
解放主体としての労働者批  
判」だとか「労働の解放と労  
働からの解放の機械的分離」  
とかの、現実の失業や差別雇  
用という現実への直面という  
ことである。

⑨ 他方、今日反グローバリ  
ゼーションの主流が、先述し  
たように権力をめざしてはい  
ない、あるいは無党派のであ  
る、あるいは反戦平和を自国  
政府の敗北と結び付けていな  
い、といった性格をもってい  
ることはどう考えるべきだろ  
うか。

そういつた運動の特徴を示  
したのは一九九四年NAFTA  
A(北米自由貿易地域)に抗  
議して蜂起したメキシコ・サ  
パティスタ解放軍だった。  
それは地域的に蜂起し、先住  
民の価値観や生活や権利擁護

格)

を掲げたが、自ら権力奪取を  
目指さない・主導権をとろう  
としない、といったことを表  
明した。

もちろん力関係ということ  
はあるわけだが、同時に権力  
奪取ということにためらい  
(ソ連崩壊・スターリン体制  
崩壊のもとで)があつたと考  
えられる。同時に権力奪取に  
おいて問われる「工業化」に  
おいて、旧来多かれ少なかれ  
前提していたソ連崩壊に直面  
して、多国籍企業支配をまぬ  
かれないという現実をたいし  
ての留保でもあるといえる。

すなわちそれにかわる構想と  
国際的運動への模索という面  
があつたと考えられる。(現  
実は「国家社会主義」とい  
い「国家資本主義」というに  
しろ、中国においては多国籍  
企業の導入を選別して工業化  
が進行しているのであるが。  
それは資本主義派と革命派の  
対立を準備し、WTO加盟と  
矛盾の深化のなかで加速され  
ようとしているわけだが)

フィリピン、スリランカ、  
韓国、中南米等古くからの階  
級闘争地域には権力を目指す  
運動はあるが、そういった課  
題は共通であるといえる。  
われわれはもちろん権力を  
めざしているし、社会主義や  
プロ独一すなわち生産と消費  
のプロレタリア的統制への確

格)

信を表明している。がそれと  
現実の運動とのギャップの局  
面においては、人々の不透明  
さと、それを運動をともにす  
ずめるなかで解答してゆくと  
いう方法の共有という両面を  
もたなくてはならないわけ  
である。

註) アフリカ等では開発と  
農業等共通する面もあるが、  
階級の未分化(部族の残存)  
と資本・多国籍企業工業の進  
出もすくなくままのそれが、  
古い生活の崩壊のみをそのま  
ま進行させているという特徴  
もある。

そういった意味でいわゆるグ  
ローバリゼーションがもたら  
す格差拡大(一九六〇年代世  
界の豊かな国の5分の1と貧  
しい5分の1の比が30:1  
だったのが九七年74:1に  
拡大した等)といったことが  
指摘されるわけだが、その内  
容が問題なわけである。

(工業化されつつある  
アジア革命運動との結  
合)  
⑩ そういつたなかわれわれ  
としては、多国籍企業主導で  
工業化しつつある新旧第三世  
界プロレタリアート・農民の  
階級闘争と結合し、それとの  
国際連帯やアジアプロレタリ  
アートとの共同の作業の条件

格)

が成熟しつつあることに注目すべきと考えられる。

すでにのべたごとく第三世界問題といった場合、多国籍企業による労働や労働力や農業や産業の従属的差別的統合といったことがある。またWTO以降の多国籍化した独占資本の自由・支配やアメリカ軍事力の覇権といったことがある。

同時に今日的には第三世界への資本・工業の進出による、帝国主義国の空洞化・倒産・失業ということがある。これは帝国主義国多国籍企業の現地進出工業製品の再輸入(企業内貿易)ということも含んでいるのだが、第三世界の低賃金労働力とレベルアップした技術との結合でもある。それによる帝国主義国資本の敗北と結果的な第三世界・帝国主義国の賃金の平準化作用ということを含んでいる。

今日の日本の長期不況は、世界的過剰生産とともにこの面が大きいといえる。

こうした問題は帝国主義国プロレタリアにとって一国的問題ではないともいえる。(既述のごとく多くの第三世界諸国が直面している課題と一対のことからである)

労働運動、諸運動が闘いの前進のなかから、同時にみず

から「生産と消費のプロレタリア的統制」の内容、課題としてひきうけてゆく経験や自信や覚悟との関係でも意識化されてゆくものといえる。

他方国際的には工業化され、連帯してゆくアジアプロレタリアートによる、自立と平等と連帯へむけての共同の作業、計画、競争とその制限、といった作業と平行すると考えられる。

註) このような問題は実際には中国革命の現実からうかびあがってきたといえる。中国は家電、鉄鋼はじめ多くの分野で世界一にシェアをたかめ、今日の日本の「空洞化」の主要な原因となつていいる。また国営・公営企業中心であるから資本導入への国家的選別をとうして、多国籍企業の支配ということにはなっていない。

しかし階級分化や、資本主義と社会主義の対立は不可避と考えらる。

それはWTO加盟で深化・拡大すると考えられる。

こういった問題は現実の個々のわれわれの運動においてはリアリズムがあるわけではなく、しかし念頭においておかねばならないわけである。

また反戦闘争、反帝国争と自国政府の敗北を考える場合

にも念頭におかねばならない問題なわけである。

### (自国政府の敗北と反グローバリゼーション)

① 以上はアメリカ帝国主義を包圍してゆく条件の形成といったことを念頭においてい

しかしアメリカ自身における「自国政府の敗北」「侵略反対」ということと反グローバリゼーション運動の現実とはいかなる位相にあるだろうか。

一九九九年末のシアトルの暴動では、エコロジスト、第三世界活動家、NGOを背後からささえた、左傾化したAFL-CIOの存在が焦点となつたことは知られている。

昨年の九・一一同時多発テロでは、AFL-CIO、全米自動車労組(UAW)等は即座にブッシュ支持を表明し、全米鉄鋼労組は処罰を要求したが貧困と不正を再生産していることを指摘し、SEIU(国際サービス労組)はアラブ系に罪をきせることに警告し、全米農業組合は懲罰を要求したが非暴力精神で抑制とされる(レーバーノーツ誌 アタック・ニューズレ

ター、二〇〇一、一〇、三) また88年シアトル暴動に参加した在日中の若い米女性によれば、米メディアはかたよつていて、そういった運動ならびにその周辺は「テロの原因」を問題としていて、アフガン空爆に反対だと語つていた。もともとアメリカ社会の政治的、社会的分岐はメディアとは異なる構造を示していると考えられる。

それは諸民主主義運動、社会運動の直接延長にはないが、そこでの価値、権利、労働制度をめぐる評価と切り離せないわけである。

また反グローバリゼーションの一面でもある国際的に社会化した権利(ジェノヴァ・サミットでの警備にたいして叫ばれたという「資本は国境をこえているのに移民労働者や活動家が自由に移動できないのはなぜだ」というスローガンとか、在日の権利問題での「国民主権でなく住民主権を」とか、基地問題での「軍隊のもつ構造的暴力批判」とか)を前提して侵略反対、自

自国政府の敗北、帝国主義打倒とかも存在しているわけである。

そして先述のごとくアジア・中国の革命化ならびに工業化と、日本ならびに帝国主義国の革命との相互関係が念頭におかれなければならないわけである。

それは諸民主主義運動、社会運動の直接延長にはないが、そこでの価値、権利、労働制度をめぐる評価と切り離せないわけである。

また反グローバリゼーションの一面でもある国際的に社会化した権利(ジェノヴァ・サミットでの警備にたいして叫ばれたという「資本は国境をこえているのに移民労働者や活動家が自由に移動できないのはなぜだ」というスローガンとか、在日の権利問題での「国民主権でなく住民主権を」とか、基地問題での「軍隊のもつ構造的暴力批判」とか)を前提して侵略反対、自

自国政府の敗北、帝国主義打倒とかも存在しているわけである。

ちながら各国帝国主義・各国階級闘争との相互関係をつくりだしているといえる。

そしてアメリカの覇権的地位をとうしつつ行われている帝国主義の世界的攻勢と、その再編成・市場最分割戦とが進行しているわけである。

すなわち通貨統合にすすんだEU、北米市場(NAFTA)につづき、アジア・中国をふくんでのアジア経済圏が浮上している。

もちろんここではGATT-TWTO型世界市場は前提されるのだが。(すなわち一方では対ブロック・恐慌・戦争対策としてのそれであり、他方国際侵略反革命同盟といった枠組みである。ソ連崩壊にかかわらずグローバリゼーションを推進するブルジョアの恐怖はこういった枠組みをくずすことなくその再編成を要求している。)

こうして工業化アジア・中国の客観的登場ゆえに、そしてアジア・中国階級闘争や、日本の戦争責任問題の存在ゆえに、日本帝国主義は日米同盟・日米安保のわくをくずすことなく、自衛隊派兵・有事立法化・沖縄基地強化をすすめているわけである。

そして小泉政権は日本資本主義の戦後最大の不況・危機

そして小泉政権は日本資本主義の戦後最大の不況・危機

### (帝国主義の市場再分割戦と日本帝国主義)

② こうして今日の反グローバリゼーション運動は諸運動の世界的統一的性格や、労働(運動)の復活や、無党派的(非権力志向)性格をあわせもち、流動的過度的性格をも

# 有事法制という名の脅威

文責 大杉仁一郎

## 国民に不安と危害を与えているのは誰なのか？

2002年1月1日を迎えて、新聞を見て、正月早々から物騒な話だなどという印象を持った。1月4日の年頭記者会見において小泉首相は日本への武力攻撃やテロなどの危機管理に対処するために、「国民に不安と危害を及ぼさないような体制を法的な面でも、現実の各省庁の対応でもしっかりと整備しておくことが政府の責任だ」と述べ、首相権限の強化や非常時における私権制限の原則を盛り込んだ「安全保障基本法」を2002年1月開会の通常国会で順次成立を図りたいとの意向を示した。2001年暮れの鹿児島・奄美大島沖の東シナ海での不審船事件にもふれ、「日本人の想像を越えるような理解に苦しむ不可解な意図と装

備、能力を持って日本に危害を与えるかも知れないグループが存在していることも見逃すことができない。そのようなグループに対してどのような措置を平時から考えておくかはたいへん重要で政治の責任だ」として法制化をすすめるようとしている。これはこれまで有事法制と呼ばれてきたものである。

この発言の中で私が物騒だと思った点は非常事態に備えるためには私権制限つまり、個人個人の人権を国が制限してもかまわないという視点に小泉首相が立っている点である。武力攻撃を受けた時に戦争を遂行するには法律を遵守し、市民の人権を守るという考え方がじゃまになるというのだろうか？

政治家が人権を軽んじる態度は何も小泉首相だけではない。2002年1月6日にNHKの番組で野党第一党民主

党の鳩山代表は政府が有事法制を進めようとしていることに関して、今まで制定されていなかったのは国会議員の怠慢であり、基本的人権の部分でどんな状態でも守らなければならぬ権利は何かを議論し、バランスをとる事が大事だとも述べている。一見すると人権を擁護するかのような口調だが、そもそも基本的人

権は何人もおかされてはならないと憲法に規定されているにもかかわらず、守らなくてはならない人権があるという前提で鳩山代表は語っているのだ。

政治家が声高に「あなたたち市民の権利は守りませんよ。その代わり、有事に備えて国の権限は大幅に強化しますよ」と叫ぶ、かつてなかったような危険な時代にわれわれは突入しようとしているように思える。2002年3月6日に政府の懸案事項であつ

た2002年度の政府の予算案が衆議院を通過し、いよいよ有事法制が上程されようとしている。この文章を通して、有事法制がもたらす社会がどのようなものであるのかを考えていきたいと思う。まず私たちのさまざまな人権がどのように扱われようとしているかを見ていきたい。

## 戦争をするのに人権なんてじゃまだ！

政府は武力攻撃事態への対処に関して自衛隊及び米軍の行動の円滑化のため法案を準備するとしている。ここで言われている円滑化と呼ばれるのは現在では自衛隊、米軍などの活動が道路交通法や建築基準法など現行法の遵守が義務づけられているのをそ

うした制限をとつばらう事を指している。とどのつまりは遠慮なく戦争ができるように

軍隊に特権的な地位を与えるということである。

よく一例として出されるのが現行では道路交通法により自衛隊の戦車は赤信号を遵守しなければならないという事である。しかし実は自衛隊に特権的な地位を与えるということはそんなレベルに留まらず恐ろしい事態をもたらすのだ。自衛隊法103条には任務上必要とあらば自衛隊が都道府県知事に対して、病院、診療所の管理、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用するように要請することができると規定されている。この条文には要請に従わなかった時の罰則規定がないため強制力がない。今回の有事法制整備の中では罰則規定などを加え、強制力をもたせようとしている。もしそれが実現したらどうなってしまうだろうか？私なりに予測してみると以下のようなことになる。

のさなか、自衛隊派兵・有事法制化と大量失業・リストラの促進という非常時型権力として登場した。

一方では派兵・有事立法の対象であり多国籍企業の集積地であるアジアにむけて日米同盟や沖縄基地再編や海上の軍事支配を強化するとともに、アジア・ブルジョアジーとの結合につとめている。(天皇や靖国をめぐるブルジョア内部の論争)

他方小泉政権の焦眉の課題としてのがリストラ・大量失業・階級分化の加速や、競争と格差化や、農村・地方切り捨てをとうしての日本資本主義の延命である。

そしてこれらのなかから青年学生を中心とする反戦・反帝闘争への胎動と、労働運動・社会運動の、全社会的(力関係)判断、主流派的発想(創意)と結合した現場主義からの復興が始まっている。

以下略

(別項「国労4党合意問題」参照)

家屋が自衛隊に強制的に取り上げられてしまう！

・スーパーマーケット向けの食料品や生活用品などが軍事目的ということで自衛隊が接収し、お店が品薄になってしまおう！

・トラック運転手が強制的に危険な武器弾薬の輸送業務を強制される。

・民間航空機が軍事物資を運ばされるようになり、やがて攻撃の標的となり、市民が乗っている旅客機も攻撃され、撃墜される！

かなり大げさな話をしていくようだが、決してこれは夢物語でない。ある学習会で船乗りたちを組織している全日本海員組合の平山誠一氏のお話を聞く機会があったが、第2次世界大戦において日本では民間人である船員が動員され6万2千人もの人々が命を落としているとの事だ。全日本海員組合は有事法制が成立すればこうした事態が再来するとして有事法制に反対している。実際に戦後になっても1952年の朝鮮戦争において日本の船員が動員され、戦死者を出している。平山氏は「有事法制はみなさんにとって本当に危険な法律だ。我々も今後戦争に動員される危険性がある。戦前多くの犠牲者

を出した海員労働者は有事法制には反対だ」と強く訴えていた。

いけば社会全体が戦争に動員されていく、そんな軍事優先型の社会になってしまつてよいのであろうか。先にふれたように小泉首相や鳩山代表は人権は制限されてもかまわないという思想の持ち主らしいが、与野党問わず、そうした認識であるがゆえにこれからの日本はまさに戦争を遂行するためには人権などじやまないという社会になりかねないだろう。すでに現行法である自衛隊法には戦争に動員させるような条項ができており、このままでは確実にそうした軍事優先社会となつてしまうだろう。

### 内閣総理大臣は独裁者になるの？

2002年1月11日の産経新聞によると日本に対する武力攻撃や大規模テロなどに対応する「緊急事態基本法案(仮称)」の概要の中では、日本に対する武力攻撃などから国家、国民の生命、財産を保護する必要があると認められる有事の事態を緊急事態とし、内閣総理大臣がその緊急事態を布告するとしている。

この法案は通常国会提出予定の一連の有事法制の中の一つで、この中で、総理大臣は緊急事態対処本部の部長とな

り、電気通信設備、有線・無線設備を優先的に使用でき、生活必需物資の譲渡制限などの政令を制定できるとしている。もしこの法案が成立する

としたら、総理大臣は絶対的な権限を持つことになる。戦前も戒厳令と呼ばれるものがあつたがこれは非常事態が布告されると一切の法律の効力を停止し、軍隊が一定地域に出動し、治安の維持に当たる

というもので、今回の緊急事態基本法と相通するものがある。というよりは今回の法案は戦前の戒厳令を参考してつくられたと言つて過言ではない。1958年に防衛庁のシンクタンクである防衛研究所(現在の防衛研究所)が発表した「自衛隊と基本的な法理論」の第6篇「再軍備以降の国内法整備」の中では第2次

世界大戦において戦争中に必要な法律はほとんど出尽くされておき、将来の検討はこれを基とするべきと述べている。さらに旧戒厳令をもととし、新戒厳法に必要な法律案として以下のような内容が述べられている。

- 1 戒厳地区の知事、地方総

監、又は戒厳司令官は次の非常警察権を持つ

- a 集会、大衆運動の禁止、制限、解散
- b 新聞、放送、雑誌、文書など停止、禁止
- c 郵便、通信の検閲
- 中略
- e 運輸通信の停止統制
- 中略
- g 食糧その他必需物資の移動の禁止
- 中略

2 関係主務大臣その他政令で定めたものは次のような権限を持つ

- a 必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものに対し、物資の保管命令、使用、収用、調査の権限
- 中略
- c 医療、輸送、通信、放送、土木建築工事に従事する者に従事命令
- 後略

といった内容で、まさに今回の有事法制で想定されている事態とほぼびつたり一致する。緊急事態基本法案の内容はまさに戒厳令をまねしてつくられたもので、数十年も前から政府内部で研究されてきた事の実現をねらつたものだからと言える。

実際にこの資料の目次には第

5編 非常事態法という表題も見られ、緊急事態法という名称とそっくりである。

この資料の内閣総理大臣の権限強化に関する部分では地方公共団体に対する権限強化(知事などに対する指揮権、取消し権など権限強化)が述べられ、総理大臣に絶対的な

権限を付与するものとなつている。2002年2月14日付け読売新聞によるとに国会に提出される安全保障基本法案(仮称)の内容には国が自治体に対して自衛隊の任務遂行に必要な措置や国民の生命、財産を守るための措置を取るよう指示できるとの規定を盛り込む方向であると報道された。この記事の中では国と地方自治体とが一体となつた体制をどうつくるかが焦点となつていと述べられている

が、まさにそれは戦争への総動員体制とも言えるものではないだろうか？防衛研究所の資料にも述べられていたようにその体制の頂点には内閣総理大臣が立ち、一種の独裁体制が敷かれていく危険性が大きいのだ。市民はおろか、地方自治体も絶対的に逆らえない権限をもつた内閣総理大臣、そんな存在を許してしまつて果たして政府の言うように市民の権利を守れると言え

るのだろうか？第2次世界大戦中、すべての批判を禁じられ、無謀な戦争をやめることができなかった戦前の歴史を日本は繰り返すのだろうか。改革派を自認する小泉政権の元で日本は改革どころか危険な道を歩もうとしていないだろうか？

### 本当の脅威とは？

政府は冷戦が終わつても軍事的脅威はなくなつていないとし、有事法制整備を進めようとしている。しかしその脅威は本当に存在するのだろうか？

自衛隊元最高幹部(統合幕僚会議議長)の西元徹也氏は2001年5月に発表した論文で「今日から見通し得る将来において、我が国に対する本格的な武力攻撃が生起するとは見られない」と断言している。

では政府はなぜ有事法制を制定しようとしているのか？そのヒントは「アミテージ報告」と呼ばれる対日政策の報告書に隠されている。この報告書は現ブッシュ政権の國務副長官をつとめるアミテージ氏をはじめとする國務、国防の要職を担う人物らがまとめたものである。2001年9

月に私が発表した「日本国は危険がいっぱい?—憲法を変えよう—」(注1)という論文の中でふれたように、この論文の中では日米の同盟関係の再構築を主張している。具体的には日本が集団的自衛権を認めるように求めている。もしそれを認めれば、日本国土への攻撃に対する自衛権にとどまらず、同盟国への攻撃も自衛権の対象とし、同盟国ともに対処することが求められるようになる。日本の意志と関係なく、戦争に巻き込まれる可能性も出てくるのだ。さらにこのアミテージレポートでは、危機管理法の立方措置が必要だとしており、これは有事法制を指していると思われる。日本政府の背後にはアメリカから制定を求められている状況が見えかくれしている。

日米の軍事的関係強化に関連して、1997年に日米で合意された、日米軍事協力のための指針(ガイドライン)を実施できるよう1999年に周辺事態法が成立している。この法律では日米安保条約の目的を日本本土及び極東地域に限定した軍事協力としていたのを「わが国周辺の地域におけるわが国の平和及び

安全に重要な影響を与える事態(以下周辺事態という)に対応してわが国が実施する措置、その手続きその他の必要事項を定め」たものである。この周辺とは地理的限定されるのではなく、その事態の性格に即して対応するとされ、日米の軍事行動を事実上フリーハンドに世界中で展開できるようにになったと言える。しかもこの周辺事態法では国以外の地方自治体や他の国以外のものつまり市民に対しても協力を求めることができることと規定している。ここでは協力を求めるという弱い表現であるが、有事法制が成立すれば広範な人々を戦争に強制的に動員していくようになっていくだろう。そういった意味ではわれわれ市民の生活と権利にとつて真の脅威は有事法制だと言えないだろうか?

**軍隊で果たして身を守るのか?**

2001年9月11日の世界貿易センターに対する攻撃に端を発したアフガン戦争に、日本はテロ対策特措法を成立させ、戦時下においてはじめて自衛隊をおくりだした。このことはすでに自衛隊はすでに日本本土の防衛とい

う当初の目的をはみ出して、世界的規模で米軍とともに戦う同盟軍と化しつつあることを示している。すでに成立した周辺事態法やこれから上程されようとしてつつある有事法制にしてもその背景にはアメリカのさらに日米軍事一体化を押し進めようとする意志が働いているように思える。

貿易センターへの攻撃以降、在日米軍基地では警備が強化され、軍事的機密を守り、テロに備えるという名目で日本各地の基地への原子力潜水艦などの寄港が事前公表されなくなっている。放射能漏れの危険性を常に持つ原子力潜水艦の寄港に際しては周辺を航行中の民間船の安全性確保ということもあり事前公表は市民の側からすれば当然のことである。しかし軍事機密が優先される社会へと日本は変わりつつあるようだ。

つつあるようだ。現在も自衛隊の艦船はインド洋海上において米軍への後方支援を続けており、戦争に参加している真つ最中である。そして2001年12月における不審船撃沈により15人が殺された。これは日本の攻撃による最初の戦死者と言えるだろう。

プッシュ大統領がイラク、イラン、北朝鮮を悪の枢軸となるだろうとの発言しているが、日本はアメリカのそうした姿勢を支持しており、そのいつ終わるとも知れないテロとの戦いに組み込まれてしまっているのだ。三沢、横田、厚木、岩国、佐世保、嘉手納と日本全域に米軍基地があり、いわば日本本土が米軍基地であるかのような日本の状況は常に戦争とテロの危機を抱えるきわめて危険な状況にある。日本政府は有事法制をきつかけに日本を軍事優先社会にすることで我々の市民生活は守られると主張しているが、最大の軍事大国アメリカがテロの前には無防備であったことを考えると、それはかえってさらに危険な道を歩むことなるのではないだろうか。

爆で4000名の市民が命を落とし、さらにアフガニスタンにある2200の学校の内の約8割にあたる1800が破壊され、学校教育は復興のメドがたたない状況だと言われている。こうしたアメリカのやり方を日本が無原則に支持するとしたら、多くの市民の恨みと憎しみはアメリカだけでなく、日本にも向けられるようになるだろう。

今や、軍隊によつて我々の安全を守れるという発想を転換すべき時がきているのではないだろうか。もはや日米安保のもと、アメリカが敵と言えればそれは日本にとつても敵だという政策をとり続けるべきでないだろう。自衛隊の存在や日米安保を見直すことが真の安全につながるのではないだろうか。アフガニスタンにおける復興がきわめて困難な状況は戦争は決して起こしてならないという事を我々に教えてくれている。政府は有事法制によつて、戦争がやりやすい社会をつくらうとしているかに見えるがそれは我々にとつて最大の脅威である。2002年3月14日つ

罰金をかすという条項が盛り込まれていると報道された。軍事協力を拒否できない、そんな物騒な社会はもう目の前にきているのだ。戦中ともいえる時代にあつて我々はいま一度立ち止まって真に自分たちの生活と権利を守るのに、軍隊が本当に有効なのかどうか、問直さねばならないのではないだろうか。

注1 2001年9月8日発行 プロレタリア通信第36号に掲載

アフガニスタンでの米軍空

命令を拒否した場合、6ヶ月以下の懲役か30万円以下の

# 全社会的（力関係）判断、主流派的発想（創意）とむすびついた「現場主義」ということについて

## 「国労四党合意批判と、一部セクト的支援への批判、の基本的観点」

旭凡太郎

### （国労運動の歴史的位 置）

① 労働運動においては、国労闘争団と4党合意をめぐる問題が一つの焦点となつてい

る。直接には1047名という大量の不当解雇、差別的な採用という国家的な労働行為そのものをめぐる問題である。

が、第一には、国労労働運動の歴史と分割民営化をめぐるその敗北、という攻防の政治的位置をめぐる判断がからまつている。

周知のごとく国労は1971年の反マル生闘争勝利とスト権スト闘争で、「人事協約」や「昇職・昇格の基準」や「職場交渉権（現場協議制度）」等の権利をかちとり、また管理職の配転や降格格をもちとつた。

いわば60年の（安保と）

三池闘争に近い地帯を70年初頭にかちとつた（三池労働者の自衛武装、ホッパ前決戦との対比はなされなければならぬ）

同時に民間、協会、革同（共産党）のみならず新左翼のすべての党派がその一角に登場した（人力派のように新左翼にない党派もまた存在している）

それらは、民間大手・大独占下労働運動で進行する右傾化・帝国主義労働運動化にたいしての、官公労・私鉄等民間大手・中小等今日から見ての左派労働運動（総評）の背骨をなしてきた。

それゆえ1980年代のブルジョアジーの分割民営化にかけた攻勢もまた根源的なものであり（ありとあらゆる反動的世論・働かない、赤字、...）を動員し、国労労働運動をおしつづけた。会社組合・JR総連支配と国労の分裂、すなわち国労と鉄産労働

の分裂へと結果した。

時代はMEIQCとアジアNICIS化をとうしての日本の大國化・帝国主義化の頂点の時代であり、民間型労働運動を支えてきた平和4原則や反安保が全社会的に後退しつつある時代であった。

こうしたなか国労の敗北は総評労働運動の解体（全通、教組、電通等官公労指導部では、「たたかえば国労みたいになる」が合言葉になったといわれる。）と連合への移行の決定的転回点になった。

そして国労は分裂し、3万から2万へと減少しながらその旗を堅持した。他方多くの国労労働者が清算事業団をへて「新会社への再雇用」において、選別、解雇、不採用となった。これにたいし闘争団を結成、以来15年アルバイト、物品販売、協同組合を続けながら1047名が闘いを持続させているわけである。

### （革マル支配の特殊性）

② 特殊には革マル派の東日本労組支配ということである。

一時期国鉄労働運動の戦闘的翼を構成した勤労と革マル派は、いち早く分割民営化への協力をうちだしたのみならず、またJR東日本で会社と一体の協力をしてきたのみならず（分割民営化当初はそのJR総連が全国支配していたが、西日本が離脱して旧国労系の鉄産労働と合流し、今日JR連合となつている）、もつとも徹底的な国労、JR連合つづきの先頭にたつていて、ということである。

1047名の職場復帰反対はもちろん、国労活動家への計画的配転や、差別処分や、JR総連から国労への移行労働者への配転・家族オルグ動員等による妨害・つづきの前線にたつていて、ということである。

昔から独占資本翼下労働組合では、会社ぐるみ、地域ぐるみ、家族ぐるみでの活動家つづしが行われてきたことは周知のとおりであるが、革マル派という宗派的イデオロギー的で、かつ他党派解体・内ゲバ党派であるがゆえにスターリン支配以上に悪質であるといえる。

ローバリゼーションを掲げている国労組合は、空洞化の面がありつつも依然独自の位置があるといえる。

それはこの間のアフガン侵略反対闘争や、基地闘争（厚木）や、一部国労職場との交流会にみられる、私鉄（とくに中小）に代表される交連関係労働運動との関連でも注目されるわけである。

### （反グローバリゼーションと国労・交通労働組合）

③ 第三には時代がグローバリゼーション、すなわち資本の攻勢と労働運動の反転攻勢のせめぎあいの時代にはいつたということであり、国労の位置や1047名闘争団が注目されてきたということである。

すなわち帝国主義を打倒するのみならず、帝国主義と対抗しうる労働運動ということが焦点となりつつあるということである。

それはまた国労自身の命運という問題でもある。

すなわち一方では新規青年の加入の少ない国労の場合、定年退職を考慮すれば10年後には消滅の可能性ということもはらんでいる。

他方では分会交流会、権利闘争、組合費直接徴収等の活動が存在し、反安保・反ゲ

④ 2000年の4党合意問題はこうした背景のもとにあった。それはまた5・30最高裁での国労敗北判決で急浮上したように、裁判闘争勝利への展望の挫折のもとで打ち出されたものでもある。（それゆ



え事前にも5・30勝利を宣伝した国労本部の方針喪失という現実が問題であり、また4党合意にたいして「勝利への有利な条件はあったのに」という支援の一部の無責任を指摘する意見が国労現場からは強いわけである。

現実の厳しい条件と趨勢的潜在的な広大な視野とのギリギリの接点に国労運動、1047名闘争団の運動がある。

### (国労現場運動と闘争団の交流)

⑤ そして首尾一貫さるべきは、国労現場運動の再建とその交流であり、それと連携した闘争団運動の自立ということにある。

それは4党合意への批判の視点でもあり、全国戦略を考える場合にもそれとの関連でたてられるものといえる。(ただし後述するように協会的な職場闘争論より広いといえる)

そうした観点からみるとよく言われる、「交渉内容が明示されるまえに『JRに法的責任なし』を表明してしまふ」という無能力と戦意喪失自身が、国労運動の現状を反面教師的に反映しているという面もある。

の批判は批判としたうえで、そして5年にわたる組合機関・全体での支援カンパ体制は高く評価したうえで、なお大きな課題があることを見ておかねばならない。組合機関の限界や、それをおおいかくす闘争団への統制や、闘争団の自立ということならびに逆に組合執行部への幻想・うらみということや、国労現場運動そのものの展望といったことである。

「長期的には分会や運動現場ならびにその相互交流関係と、闘争団が直接的関係を深めるべきだ。支援カンパについても、である。組合はそれを柱としてサポートすべきだが、現在のように組合機関丸抱えにしたとしても、組合本部はそれを闘争団統制の手段にする。他方闘争団は自立しきれず国労本部に可能・必要以上の幻想・期待を抱きかねない。」という国労現場運動からの提起は事柄の核心をつくものといえる。(それらはひとつには職場復帰・勝利の可能性ということである。他方では国労労働運動の反転攻勢・現場運動の再構築ということである。これら両面とその現実をそれぞれ共有するということである。)

それはまた支援・カンパについても無理することなく、国労現場運動や労働者の自主

性に依拠しそれを掘りおこすことである、ということもできる。

### (JR内諸組合関係)

⑥ それらはまた支援の一部にある、「路線転換批判」「闘争団切り捨てによる連合との統一だ」といった批判の仕方への問題点への指摘だということができる。

(国労本部は、分割民営化での敗北をみとめず中途半端になつてゐる。90年の大会で、JRにたいして「交通政策要求」をだしているのだから、すでに実質的にJR体制を認めているのだ、ということがそこでは指摘されている。)

たしかに闘争団はもちろん他の国労関係争議団でも、「解決」「JR連合との統一」と「切り捨て」との直結への危惧は強いといえる。

ところでJR連合8万(JR総連7万5千)、国労2万3千という配置になつてゐる。東日本では国労1万、JR連合5千であり、手順をまぢがえなければJR連合との統一は選択肢のひとつである。(具体的にはJR連合約8万で、JR西日本、JR東海、JR九州、JR四国が主力。JR総連約1万5千で、JR東日本、JR北海道、JR貨

物が主力。国労は約2万3千で、グループ社会―旧社会党系で社民党、新社会党、民主党の一部をふくんでいる―がJR東日本、北海道、JR四国、JR九州で、革同(共産党がJR西日本、JR東海、JR貨物で影響力が強い。)

いずれにせよ焦点である東日本での革マル支配にたいする(当然設備メンテナンス合理化―下請け化・出向との闘いもふくめて)現場レベルでの共同行動を積み重ねることによつて、相互の信頼の形成や、闘争団・各種争議団の危惧の払拭と現実の相互確認を隠すことなくしてゆくことは課題とされているわけである。

### (一部セクツト的支援の問題点)

⑦ 実際には国労分解の危機も進行している。4党合意そのものは無力化している(回答の内容もさることながら、一票投票で執行部案にたいし賛否5・5:4・5というのはいは実質否決に近い)が、本部は闘争団への統制を強めてゐるし4党合意推進派の一部からは秋田等国労脱退の動きが進行している。

他方で客観主義的な「国労は崩壊過程にはいった」とか

の評価が流布し、さらに労働運動にたいする外部からの党派的反対派的アジテーションでしかない「高嶋・寺内体制打倒」とか「国労本部打倒」とか「全労連・連合執行部打倒」とかのスローガンが党派の機関誌でおどろ、対立をあり争議団・支援の一部の雰囲気をもかたちづくつてゐる面もある。一時期1989年―

「宮坂(註) 当時の国労書記長・チャレンジの反革命打倒」とまであつてゐた時期もあつた。

そもそも労働組合内集団による組合執行部批判・打倒ならまだしも、党派が外部から執行部・組合打倒をかかげたり、まして一時期であれ組合執行部を反革命規定したりするなど、革命情勢ならまだしも、判断力の喪失・活動力や基盤の喪失ということ以外のものではないのだが。

### (全社会的力関係判断、主流派の創意とむすびついた現場主義)

⑧ こういったなか現場主義、現場活動を掲げたとしても無力ではないかというかもしれない。

そもそも反帝国主義、反資本主義、プロ独、革命的反戦闘争、政治闘争とどういう関

係にあるのか、というかもしれない。

とはいえここでは全社会的力関係判断や、主流派の発想・創意とむすびつくような「現場主義」を意味している。それはこの労働運動の冬の時代といわれる時代において、大衆的戦闘的運動を展開しているいくつかの経験にふれてみての結論である。

そこで共通することの一つは、資本なり職場なりでの多階層の存在を徹底した民主主義なり大衆討論のテコとして意識化していることである。

賃金体系から、職場序列や、雇用形態にわたるが、同時に直接的な水平主義でもなく、社会的(力関係)判断と大衆討論において集約させていることである。

(下請け、非正規労働者との関係の問題をかかえながら) 次ぎには当然のことながら、労働者の権利から出発するが、権利自体に制限をもうけるわけではないことである。

すなわち賃金、時間、雇用等(註:労働力所有・販売者としての権利)から出発するが、資本との力関係―いわゆる経営権やそれへの疑義とか、自主管理や、職場の二重権力等―との関係でも意識化しているということである。

次ぎには、資本の労働者支配を意味する「労働そのもの」を労働者の権利、闘争、資本への統制の武器としていることである。それは作業手順や労働の指揮・管理にかかわり（いわゆる職場支配権ともかかわり）、卑近には「仕事のできること」を若い労働者層との接点とするということでもある。強いところでは生産や産業を問題としている。（それは労働組合の力が強くなるにおうじて発生する責任ということでもある）

### （労働運動の反転攻勢と実践の共有化）

すなわち全社会的力関係判断や、主流派的発想・創意とむすびつくものであると思える。実際にはそれは全人民的政治闘争やコミュニケーション運動と対応関係にある。あるいはそういった街頭闘争の経験のうえにあるといえる。そしてプロレタリア的統制といったことを、運動の、労働運動的側面からアプローチしたものと見える。（街頭闘争からは別のアプローチがなされる）

当文書が前提している国労左翼によれば、代々木、新左翼、協会は「働かない」ことが労働運動としているふしがあるが、民間のほうが「仕事も組合運動も」だったという。（註）理論的には疎外論なり、労働力商品化論・単純搾取論なり、にたいする「絶対的相対的剰余価値生産」（資本論）の広さと深さということになる。すなわち労働の指揮管理や、階層や、機械と分業をふくむ労働過程総体をふくめての攻防を意味する。

それゆえ協会派的職場闘争がある意味では積極的意味がありながら、反対派の枠をこえられず「青年部まで」と評価された構造、と別の意味で現場闘争を追及することであるともいえる。

⑨ 実際には以上のような「層としての労働運動」もまた国労のみならず存続のぎりぎりの局面にあるのが現実といえる。他方で非正規労働者組合、ユニオン、寄せ場・失業者、下請け、零細での運動の試みが広がっている。あるいは直接（本工）労働組合運動とからみあっている。

多くの試みが共有化され次ぎの労働運動―反転攻勢を準備するだろう（実際にはそれは始まっているのかもしれない）

註： そういったことは、かつて1950年代総評運動の

初期において、三鉱連や、私鉄や、地域ぐるみとして試みられ共有化されたのである。それらは民間左派なり部分的には協会派において担われたわけであり、他方共産党はそれらと無縁だったことはついに共産党が宗派的であるのみならず、主流派になれなかつたことの一因だったわけである。

新左翼はそれらを左から批判し、あるいは継承しようとしたわけだが、実践的には課題としてきたというのが本当のことといえる。

次の時代―労働運動の反転攻勢において社会党、民間、協会、共産党なりが担えないとしたら、多くの無党派実践家とともにやはり60-70年代左翼の系譜が一端を担わなくてはならないと思われる。

ひとつには国際的な反帝国主義・多国籍企業・反グローバリゼーションから「反戦」「国際的社会主义建設への構想」が、ひとつには革命的危機・政治権力の構想が問題となるからである。といつても労働運動からすれば直接的には、帝国主義打倒のみならず、帝国主義と対抗関係をつくってゆくことの背景ということなんのだが。かつての民間・社民・協会にあつてそれはソ

連等を背景とした平和勢力論であり、平和革命論だったわけである。

こうしてそういったこととの関連といったことを含めた全社会的（力関係）判断や主流派的発想・創意といったこととむすびついで現場運動、現場主義の実践が今日の課題となつていくわけである。

⑩ 国労運動の現状、すなわち執行部の4党合意からそれ以降の動向、さらには秋田等の離脱、一部支援の党派的・反対派的扇動、の現状からすると予断は許されないという現実はある。

とはいえその現場主義（以上のような社会的視野・判断とむすびついたそれなのだ）の原則をふまえつつ、国内運動集団・党派との関係や、自立的闘争団との関係や、JR連合をふくめての対JR・JR総連戦線を構築することとは、不可避と思われる。

それは全社会的反戦運動、労働運動、諸社会運動の反転攻勢の機運に間に合うかもしれない。

現場からの活動レポート

THE CHRONICLE OF COMMUNISM MOVEMENTS VOLUME TWO

## 共産主義運動年誌 2001年

第二号

現代革命のシンボルとして高僧良二（二〇〇〇年）年誌編者のポイント・村瀬大樹

II 土曜会合宿をめぐって

III 問題提起に込めて

IV 運動と理論の深化のために

V 報告

THE CHRONICLE OF COMMUNISM MOVEMENTS VOLUME ONE

## 共産主義運動年誌 2000年

創刊号

I 共産主義運動の結成にあたって

II 労働力商品化論・単純搾取論

III 共産主義運動の結成の呼びかけ案をめぐって

IV 共産主義運動―反転攻勢―が問題

V 現場からの活動レポート

共産主義運動の結成にあたって 運動の目的と進め方 金剛

労働力商品化論・単純搾取論 金剛

共産主義運動の結成の呼びかけ案をめぐって 金剛

共産主義運動―反転攻勢―が問題 金剛

現場からの活動レポート 金剛

緊急報告

「触法精神障害者処遇法案」(仮称) ー 保安処

分の国会上册を阻止し廃案をかちとろう！

北村裕

1 はじめに

「保安処分」攻撃が急ピッチでかけられてきており、「法案」の国会上册が政治日程化している。既に本紙においてこの問題については取り上げてきた(「最近の精神医療をめぐる動向」第35号、「保安処分」新設攻撃を許すな」第36号)ところである。

2月14日、法務省刑事局は「重大な触法行為をした精神障害者に対する新たな処遇制度(案)の骨子」を自民党プロジェクトチームに提出し、翌15日には、与党プロジェクトチームにおいて了承された。これを受け3月中旬には法案の国会提出が目論まれている。これまでも、何度となく刑法改悪・保安処分攻撃はなされてきたが、そのたびに激しい反対運動にあり、実現することはなかった。81年の「刑事局案」では、「保安処分」を「治療処分」に一元化して、対象罪種も放火・殺人

などの「重大な犯罪」に限定された。

その後、「宇都宮病院事件」(1984年)が起こり、これがきっかけとなり、「精神衛生法」は「精神保健法」(後には、「精神保健福祉法」)に改訂された。その後は、「処遇困難者専門病棟」の新設攻撃となり、99年の「精神保健福祉法」の改悪では、「移送制度」が新設された。これは、本人の同意がなくても、都道府県の知事の権限で車両搬送により精神病院に強制的に入院させることができる制度である。これにより、「強制入院」の間口は広げられたわけである。

そして、昨年6月8日に起こった大阪池田小学校における児童殺傷事件を契機として、「触法精神障害者対策」として、「保安処分」新設攻撃が今日猛然とかけられてきているわけである。

2 法案の骨子

「重大な触法行為をした精神障害者に対する新たな処遇制度(案)の骨子」(以下「骨子」)の概要を次に示す。

第1 目的

継続的に適切な医療を行い、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止...

第2 対象

1 対象行為

いわゆる重大な犯罪とされるもので、5罪種に限定。放火、猥褻、強姦、殺人、傷害、強盗。

2 対象者

① 対象行為を行ない、検察官により心神喪失者又は心神耗弱者とされ、不起訴処分とされたもの

② 対象行為を行ないかつ心神喪失者であることが認められ、無罪又は有罪の裁判が

確定した者

第3 審判

1 合議体の構成等

1名の裁判官及び1名の精神科医の意見の一致が必要。ただし、対象行為を行ったこと及び心神喪失者であることの判断は、裁判官が行う。

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的な知識経験を有する者に、必要に応じて参与員として審判に参与させ、意見を求めることができる。

2 入院又は通院の要否の審判

～ 審判の開始

検察官は、対象者について、継続的な医療を行わなくても心神喪失等の状態の原因となつた精神障害のために再犯のおそれが明らかにないと認めるときを除き、審判の開始を申し立てる。

～ 鑑定入院

裁判官は、対象者について、再犯の恐れがない場合を除き、一定の期間を上限として、

鑑定のため、入院を命じる。

～ 調査・審判

裁判所は、事実の取調べ、証人尋問等を行う。

裁判所は、医療を行わなければ再犯のおそれの有無について、鑑定を命じる。

～ 申立ての却下等

① 対象行為を行ったと認められない場合

② 心神喪失者等であると認められない場合

～ 入院又は通院の要否の決定

① 入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失等の状態の原因となつた精神障害のために再犯するおそれがあると認められる場合は、医療を受けさせるために入院を決定

② ①の場合を除き、継続的な医療を行わなければならない心神喪失等の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認められる場合は、入院によらない医療を受けさせる旨の決定

③ 医療を行わない旨の決定

3 その他の審判

～ 退院又は入院継続の要否の審判

指定入院医療機関の管理者は、再犯の恐れがないと認められる場合は、裁判所に退院の申立てをしなければならぬ。

患者、保護者又は弁護士は、

退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。

保護観察所の長は、入院患者の退院後の生活環境の調査、調整、報告を行い、処遇に関する意見を述べる。

～ 処遇の終了又は通院期間の延長の要否の審判

保護観察所の長は、通院措置の決定を受けた者に関して、再犯の恐れが認められないと判断した時は、医療の終了の申立てをする。

再犯のおそれがあると認められる場合は、一定の期間を上限として、通院期間の延長を申立てなければならない。

～ 再入院等の要否の審判

入院をさせて医療を行わなければならない再犯のおそれがあると認められるに至つた場合は、指定医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。また、継続的な医療が確保できないと認める場合も同様である。

4 不服申立て

5 対象者の権利保障等

第4 指定医療機関における処遇

1 医療の給付  
医療の給付は、指定医療機関に委託して行うものとする。

2 指定医療機関等

厚生労働大臣は、指定入院医

療機関についての基準を定める。

指定医療機関の指定は、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行うものとする。

3 診療方針及び医療に要する費用の額の算定

指定医療機関の診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによることとする。

国は、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

4 その他

第5 地域社会における処遇

### 3 「保安処分」の新設を阻止しよう

「保安処分」とは、裁判所の判断で人に害を加える恐れのある「精神障害者」の再犯を防ぐためとして治療施設に収容して、社会的に隔離・抹殺するものである。

今回、上程されようとしている「骨子」の基本的な問題点は以下のようなものである。

第一に、「骨子」は、裁判所が「指定医療機関」への不定期の「収容」及び、保護観察所に

よる「通院処分」の決定を行う事を定めている。これは「保安処分」であり、犯罪に対する処罰ではなく将来再び起こす犯罪の危険性に対して行われる処分である。これは犯罪結果に対して処罰が決められる刑法の思想・「罪刑法定主義」とは決定的に異なるものである。

第二に、精神科医療は、病状に伴う切迫した危険以上の再犯可能性を予測することは出来ないものである。「骨子」は精神科医に不可能な再犯予測を行わせるものである。その上、精神障害者の再犯率が、一般犯罪者の再犯率より高いという根拠はない。公表されている資料は、精神障害者の再犯率が少ないことを示している。

第三に、このように「精神障害者」に対してのみ、再犯の危険性を与件として予防拘禁するのは、「精神障害者」差別そのものである。まさに、「保安処分」は、「精神障害者」に対する差別・偏見に基づくものである。

第四に、入退院を裁判所の判断とすることは、「精神障害者」、「精神科医療」を司法に従属させるものである。なんと、裁判官が再犯予測の判断を行うとしている。

第五に、保護観察所の役割も極めて大きいものとなって

いる。再犯の恐れを予測したり、それに基づき再入院の要否の決定を求められている。

第六に、「精神保健福祉士(PSW)」が専門的知識を有するものとして「審判」に関与して処分の決定に利用されようとしている。その上、「保護観察所」においても、「通院処分」に従事させられようとしている。PSW協会が、今回の立法化に当たり配置の要請をしたとされているが、「処分」に福祉的装いが付与される以上のものとなることはない。

旧聞に属することであるが、日本の精神科医療の水準は一般医療の水準に較べて、極めて貧困な状態に置かれている。措置入院をはじめとした強制医療が殆どであるにもかかわらず、「精神科特例」(医師の配置は他科の1/2分の1程度の元でその医療が行われている現状こそが、問題なのである。これこそがはなはだしい人権侵害を示している。言うまでもなく、「矯正施設」にも多くの精神障害者がいるが、そこでの精神科医療は尚いつそう貧困な状況のまま放置されている。その上医療そのものが欠落している所すらある。

このような現状にある精神科医療をそのままにして、新たに「保安処分」を導入しよう

とする「骨子」を断じて認めるわけにはいかない。

「保安処分」は、決して「精神障害者」だけにかけられていくわけではない。

「保安処分」新設を阻止する闘いの陣形を強力に作り上げて、国会上程を阻止しよう。

「保安処分」新設の国会上程を阻止し、廃案まで共に闘い抜こう！

(3.3.2002)

## 研究会報

No. 15

新しい社会運動について

2000年4月

90年代の共産主義運動を考える研究会

## 研究会報

No. 16

現代リベラリズムの地平  
―『共生の作法』を読む―

2001年5月

21世紀の共産主義運動を考える研究会

# 自由な人間的人間の 共同体を実現する社会主義・共産主義は 市場を止揚する

守田典彦

## はじめに

エンゲルスは、資本制的社会関係の完全な変革によつて「大転換、即ち、人類と自然との宥和および自分自身との宥和という大転換の道」(国民経済学批判大綱)を開くという社会主義・共産主義社会を展望し、追及することによつてマルクスと盟友関係を結んだ。マルクス死後も自他ともに許す、マルクスの思想、理論の唯一絶対の解説者としてその普及のために終生力を傾けた。

だが「……別の道筋を経て同じ結論に達した」(経済学批判序設)が故に、マルクスとエンゲルスとの間には大きな差異性が基本的緒論点にすら存在する。この点については、ここで全面的に展開する訳にはいかない(力不足もあるし、また他日展開するつもりであ

る)が、「資本論」と並び、マルクス主義の最良の入門書と看なされてきた「反デューリング論」について、その中の「社会的所有、個人的所有」・「生産と所有の矛盾」については、すでに触れたが、「自由の領域」の論理展開など、なおマルクスの思想、理論との違いが基本的に決定的な点で存在する。「反デューリング論」以外においても、「歴史と理論」(経済学批判の書評)その他、「史的唯物論」など極めて多く存在する。

それゆえ、エンゲルスの解説、解釈に多く依拠したマルクス主義及びそのカルカチュア化されたスターリン主義を超克して、「疎外された労働」を私的所有の原理として一八四三年の独仏年誌以降の経済学批判、社会批判を一貫して追究してきたマルクスの思想と理論に依拠して、人間前史を止揚し、人間本来史として

の、人間の自己疎外を止揚した人間の自由な共同体としての社会主義、共産主義への現実的展望を理論実践的に追及するのがわたしの立場であるとすでに明らかにした。

## スターリン主義体制の崩壊の原因は市場廃棄にあるのか

「マルクスが共産主義社会の第一段階すなわち社会主義社会では人々は国家権力と付き合つて行かざるを得ないと考えていたことはよく知られているが、彼のシナリオによれば、要するに、この社会では人々はさらに市場経済とも付き合つて行かざるを得ないというわけである(岩淵慶一著「マルクスの21世紀」という「恐るべき」共産主義をマルクスの理論と主張する人がいる。

じてきた人々の多くは、その最大の原因の一つを、この社会主義運動が市場を圧殺し官僚主義を肥大化させてきたことに、したがってそもそもこの運動が非市場社会主義論を採用したことに求めてきた。

述べることにする。共産主義社会の第一段階としての社会主義社会では生産者の自由な連合が生産手段を直接に占有する。市場とは生産、交通諸関係のうち交通関係に当たる。したがって市場を概念的に把握するためには、生産関係を抜きにしては不可能である。資本主義社会における、資本制的生産、交通諸関係は、本質的に他人の労働の領有関係であり、直接的生産者⇨労働者の社会的諸力の領有関係である。労働者は自己の社会的諸力を外在化⇨疎外し、自己の力を他人⇨資本の力として、逆にそれに支配される。ところが資本制的社会関係を否定し止揚した社会主義の下では、資本制社会で発達した協業と生産手段を「自由な労働者の連合」によつて、生産・交通諸関係を自分達自身の社会的諸力として領有する。とすれば、市場は社会主義の下では止揚されることになる、ここでは社会は自由な人間的人間あるいは社会的人間の連合であり、個人から自立した社会、当然にも国家など存在するはずはない。ここでは、生産と消費の乖離はありえない。したがって、個人的労働は直接的に社会的労働力の一部となり資本制社会のように

「共産主義(社会主義も含む)社会では国家は止揚(当然国家権力はあるはずがない)され、まして市場経済(商品生産流通関係)も当然止揚されている」というのが「よく知られた」マルクスの思想・理論による共産主義社会論である筈である。

「人々が「国家権力、市場経済と付き合う」という云い方への批判は措くとして」このような主張をしているのが、驚いたことに、「マルクスは一八四五年(ドイツイデオロギー)以来、疎外論を自己批判して、止揚(?)して廃棄した」とする物象化論者広松渉氏を、マルクスの思想・理論(本来のマルクス主義)と全く異なる「新スターリン主義」者として激しく批判している岩淵氏であることである。

旧ソ連、東欧のスターリン主義体制の崩壊の原因について、この大失敗について論

「マルクスが共産主義社会の第一段階すなわち社会主義社会では人々は国家権力と付き合つて行かざるを得ないと考えていたことはよく知られているが、彼のシナリオによれば、要するに、この社会では人々はさらに市場経済とも付き合つて行かざるを得ないというわけである(岩淵慶一著「マルクスの21世紀」という「恐るべき」共産主義をマルクスの理論と主張する人がいる。

「マルクスが共産主義社会の第一段階すなわち社会主義社会では人々は国家権力と付き合つて行かざるを得ないと考えていたことはよく知られているが、彼のシナリオによれば、要するに、この社会では人々はさらに市場経済とも付き合つて行かざるを得ないというわけである(岩淵慶一著「マルクスの21世紀」という「恐るべき」共産主義をマルクスの理論と主張する人がいる。

貨幣を媒介して、個人的労働が社会的労働となるといった廻り道は不必要である。したがって、資本制社会と違つて市場は必然的に止揚されるはずである。極めて単純化してしまつたが、市場社会主義というのはいつの虚偽である。

マルクスが市場社会主義を主張したという岩淵氏（不勉強なわたしは彼の書いたのを充分読んだとはまったく云えないが）の、マルクスの思想・理論（とくに疎外論）の把握に疑問を、感ぜざるを得ない。

共産主義社会（その第一段階といわれる社会主義社会を含めて）は階級を止揚した社会である筈であるにもかかわらず、労働者たちが階級として存在していたスターリン主義社会を社会主義（あるいは共産主義）社会と規定することがすでに問題といえるのではないか。

たしかに、スターリン主義体制は資本制的私的生産・所有関係は廃止したが、私的（排他的、排直接的生産者の）生産、所有関係を廃止したとはいえない。労働者階級をはじめとして（ソホース、コルホーズで働く労働者を労働者階級と区別して農民と規定）人民は（憲法で何とおうと）生産諸手段を所有も占有もしてはなかつた。生産諸手段は国

有、すなわち権力を手中に握つた党官僚（ノーマンクラツラといわれた党上層部）が所有していたことは明白である。しかも国家を止揚するどころかますます強大化していった。このような体制を社会主義社会（それへの過渡期社会という人たちがいるが）固定するといふより逆の方向へ強化されているのに」と規定していると思う。（それを「疎外された労働者国家」と規定した人々もいるが、労働者が疎外された「外在化された」国家が労働者の国家である筈はない。労働者は被搾取、被抑圧者ではない）。（この点もすでに他のところでのべた。）

自由な労働者の連合によって自分達の社会的諸力を領有し運動する社会は、「（生産・消費）協同組合の連合体が一つの計画にもとづいて全国の生産を調整し、こうして自分の統制のもとにおき、資本主義的生産の宿命である不断の無政府状態と周期的癡癡（恐慌）とを終らせるべきものだ」とすれば「諸君、これこそ共産主義、『可能』な共産主義でなくてなんであるか」（フランスの内乱）というように、生産、消費協同組合の連合した社会であろう。そして「……、自分自身の解放をなしと

げ、それとともに、現在の社会がそれ自身の経済的發展によつて不可避的に目ざしている。あのより高度な形態をつくりだすためには、労働者階級は長期の斗争を経過し、環境と人間をつくりかえる一連の歴史的過程を経過しなければならぬ。」（フランスの内乱「マルクス」という）。

### 過渡期としてのプロレタリアートの独裁

マルクスは「資本主義社会と共産主義社会のあいだには、後者から前者への革命的転化の時期がある。この時期に照応して政治上の過渡期がある。この時期の国家はスロレタリアートの独裁以外のなにもでもありえない。」（ゴータ綱領批判）と革命転化のための過渡期があり、それがプロレタリアートの独裁以外にないことを断言している。

過渡期の国家は国家であつても、これまでの私的所有者としての支配階級が被支配階級を政治的経済的に抑圧・収奪するブルジョア国家などとはちがうと思う。（レーニンも、半国家といつたが、国家らしくない国家と云つたつもりであるが、こんな量的表現では、この国家の機能は何ら明

らかにならないだけでなく、レーニン自身が問題にした官僚主義化を防ぐどころか強めるだけであろう）

それは、「国家」非あるいは「反国家」という自己を止揚しつつある弁証法的な国家であると考えられる。社会的生産諸力を自己のものとして国家権力をまず自己のものとした労働者階級は、階級としての自己を止揚しつつ、社会の全成員を生産・消費協同組合に組織しつつその連合体を全国的に組織し階級を止揚した人間

人間あるいは社会的人間の（自由な）共同体を現実化しなければならぬ。協同組合を、適正な規模とし、都市と農村の対立を止揚し、農業を基礎とした農工協同体へと組織化しなければならぬ。その実現は、それぞれの地域、そのときどきの社会的生産力の状況によつて規定されるはずであり、長期にわたる年月を通しての歴史的過程とならざるをえないだろう。この過渡期を経過して、政治Ⅱ国家は止揚され社会主義社会ははじめて実現されるだろう。

「……、コミュニンのほんとうの秘密はこうであつた。それは本質的に労働者階級の政府であり、横領者階級に対する生産者階級の斗争の所産であり、労働の経済的解放をなしとげるための、ついに

発見された政治形態であつた。……、だから、コミュニンは、諸階級の、したがつてまた階級支配の存在を支えている経済的土台を根こそぎ取り除くための桿棒とならなければならなかつた。生産的労働は階級的属性ではなくなる（フランスの内乱）（「フランスの内乱」におけるコミュニンは、パリ・コミューンを実体としながらも、マルクスの過渡期の政治形態の理論化という側面が強いと思われる）

このような過渡期を経て現実化された社会主義社会が市場など止揚しているのは当然だと考える。

### ゴータ綱領批判でマルクスは、価値法則、市場社会主義を展開していない。

マルクスは「ゴータ綱領批判」で、「生産手段の共有を土台とする協同組合的社会的内部では、生産者は生産物を交換しない。同様にここでは、生産物に支出された労働がその生産物の価値として、すなわちその生産物にそなわつた物的特殊性として現われることもない。なぜなら、いまだ

は資本主義社会と違つて、個々の労働は、もはや間接的

にはなく直接に総労働の構成部分として存在しているからである。」として、市場が止揚され、当然、価値法則などありようもないことを明言している。

ところが、岩淵氏は、どのように「ゴータ綱領批判」でマルクスが、市場あるいは価値法則が社会主義（あるいは共産主義の過渡期）社会にも貫徹することを主張した、と論じているかみてみよう。

引用文から、「ここで書かれたこと」だけを切り離せば極めて単純化された非市場的な社会主義的経済案がでてくるが、これは高次の共産主義社会のことであつて資本主義社会のすぐあとの社会主義（低次の共産主義）のことではないと主張している。

次に生産者が消費手段を労働証書と引き換えて得ることを引用しつつ、ここで労働証書が、資本制社会における賃金とは違い、賃金から労働証書への変化が、決定的な革命的变化であると強調しているが、それはその通りであるが、問題は次の点にあり、ここでぼろを出してしまう。

生産者が労働証書をもつて消費手段を手に入れるという仕方と賃金労働者が賃金で消費手段を買う仕方の共通性にマルクスが注目したというのである。だが、証明書で消費

手段を受けとるのは、自分のものを手にするのだが、賃金というのは資本の一部であり、資本が、労働力を自己のものとするため、消費手段(資本)が労働力(労働者)を買うのである。

ところが、岩淵氏は「ところで、社会から証明書が発行された後、それをもって生産者は消費手段のたくわえから必要なものを引きだす。彼が社会に一つの形態で与えたのと同じ量の労働、それを彼は利の形態で取り戻すのである」(「ゴータ綱領批判」)そこで生産者が証明書をもって消費手段を手に入れる仕方の共通性に注目してマルクスはさらに彼の社会主義論を理解するうえで決定に重要な意味をもつ議論を次のように展開している(マルクスの「世紀」といって「ここでは明らかに商品交換が等価物の交換である限りその商品交換を制御しているのと同じの原理が支配している。といつても、内容と形式は変化してしまっている。……)。しかし、個々の生産者のもとへの消費手段の分配にかんしては諸々の商品等価物の交換と同一の原理が支配するのであり、一つの形態における同じ大きさの労働が別の形態における同じ大きさの労働にたいして交換されるのである」(「ゴータ綱領批判」)

というところを、「だから、ここでは平等の権利は、またやはり原則上ブルジョアの権利である。もつとも、もう原則と実際が衝突することはない。ところが商品効果のもとでの等価交換は、たんに平均として存在するだけではなく、個々の場合には存在しないのである。」と切り離して、全く非論理的に、「商品交換が等価物の交換である限りでこの交換を規制するのと同じ原理が支配している」という「原理」(原則という訳もある)を、内容も形式も変化してしまつたのに、「価値法則のことであることはいうまでもない。」と云う。ここでの「原理(原則)」は、等価値の交換と等労働の交換において等しい量の交換という同等量の置き換えという意味でしかない。にも拘わらずこれを、価値法則とすりかえて、社会主義社会にも価値法則があると、強引というか全く非論理的に主張するとは恐れ入るしかない。くどくどと思いつきを述べながら、「つまりは価値法則が支配せざるを得ないと考えるにいたつた」として、「……その内容と形式が変わつてしまつても価値法則が価値法則であるように……その価値法則が支配しているようなシステムがその内容と形式が変わつても、

したがって前の時代と全く同じものであるとはいえないとしても、やはり市場以外の何ものでもないであろう。そして、その通りであるとすれば、マルクスが社会主義においても市場が存在せざるをえないと考えていたとみなすのが妥当であるということになる」と。

そして「平等の権利は原則上ブルジョアの権利である……」という点でも、全く誰も分らない理屈を並べていろいろいつているが、マルクスは、個人の能力には差があるにもかかわらず、労働時間で労働量を測ることは、たんに量だけを問題にしてその質は無視されている。しかし、労働が尺度の役割をするには「長さか強度(質)によって規定されなければならない。そうでなければ尺度ではなくなる。」と、したがって、長さ時間尺度にしたばあいは、質的には不平等になるということを云っているにすぎない。この場合には、「人々はただ労働者としてだけ考察され、彼らはそれ以外のことには目を向けられず、ほかのことはいつさい無視される。」だから、労働量で消費手段を測る場合、平等の権利といつても不平等にならざるを得ない、ということを云っている訳だ。

この「等量交換、ブルジョアの権利」というのは、共産主義の高度の段階では、「各人はその能力に応じて、各人はその必要に応じて」との対比、つまり、「労働量」ではかるのはまだ外的尺度でしか測れない社会の物質的、精神的(文化的)未発展という点を強調したかったのではないか。

高度の段階で、はじめて外的な尺度で測るのではなく、個人的差異にも労働量にも関係なく、真の平等、必要に応じて生活できるということを云いたかったのではないか。

社会主義社会が市場社会であるなど云おうとしたのでもなければ、マルクスが市場社会を主張し、展開したのでもないことは明かである。

何はともあれ分配関係を生産様式に規定される。だからマルクスは「以上述べたことは別にしても、いわゆる分配のことで大さわぎをしてそれに主要な力点を、おいたのは誤りであった。

いつの時代にも消費手段の分配は、生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない。しかし、生産諸条件の分配は、生産様式そのものの一特徴である。たとえば資本主義的生産様式は、物的生産諸条件が資本所有と土地所有というかたちで働かない者のあいだで分配されている。これに対し

て大衆はたんに人的生産諸条件すなわち労働力の所有者にすぎないことを土台としている。生産の諸要素がこのように分配されておれば、今日のような消費手段の分配がおのずから生じる。俗流社会主義は……、分配を生産様式から独立したものと考察し、また扱い、したがって社会主義を主として分配を中心とするものであるように説明するやり方を、受けついでいる。真実の関係がとつきの昔に明らかにされているのに、なぜ逆もどりするのか」とこの項目(「ゴータ綱領三」)を終えている。みてきたように、岩淵氏は、マルクスが社会主義社会は市場が必要であり価値法則が貫徹するという市場社会主義論者であつたかのように主張しているが、そして彼自身が市場社会主義の主張者であることを明らかにしたが、それはマルクスの思想、理論を全く誤つて主張しているにすぎないことは明かである。

# 暫定滑走路供用阻止に向けて、 3・21、4・18連続闘争に

## 決起しよう！

小山明

国土交通省・空港公団は暫定滑走路の供用開始を4月18日と定め、東峰住民の頭上にジェット機を飛ばそうとしています。

この滑走路が供用されれば、ボーイング767クラスの中型機が朝の6時から夜の11時まで住民の頭上を飛び交うこととなります。その数年間発着枠65000回、1日あたりにして180回という殺人的な量に上るものです。しかも、着陸時には住民の直上40mを通行するという常識では考えられないものです。

ボーイング767の全長・幅はどちらも約50mであり、高さがおよそ16mであることを考えれば、民家の屋根と、飛行機の腹の間に高さにしてもわずか2機分の間、長さにすれば1機分の間さえおかずに飛ばそうというアクロバットに近い芸当であることがわかります。こうしたこ

とを毎日、日本の玄関ともいわれる国際空港で実行しようというのです。

人権侵害どころではなくまさに殺人行為に等しいことを国土交通省・空港公団は実行しようとしています。昨年10月15日から12月12日にかけてYS11によって行われた試験飛行ではこの民家の頭上40mを飛ばすという試験を、滑走路南側からの降下試験という形で行い、この飛行を見ていた人は「民家にぶつかるかと思った」と語っています。下から見ている住民にとっても、運転するパイロットにとってもまさに「ぶつかるか」と思うような至近距離を降下させようとしているのです。

### その時の騒音は最大

104デシベルで、「電車のガード下並み」というものでしたが、実際に飛ばすのはYS11のようなプロペラ機

ではなく、倍近くもあるジェット機なのですから現実の騒音はその比ではないと考えられます。こうした離発着における墜落の恐怖、落下物の危険や、騒音被害、排気ガスなどの影響を考えると、それらがいかにかに住民生活を追い込み、野菜栽培や、養鶏、食品加工などの営農、生産活動に破壊的かは想像するまでもないことです。

昨年の11月22日の暫定滑走路竣工式のさい、中村総裁は「地域や地権者と話し合い『同じ気持ち、同じ目線にたつという基本的な考え方』で様々な壁を乗り越えてきたことを強調。『公共事業の民主主義的な方法で完成に至ったことは、成田空港30年の歴史の中で大変意義深いこと』と自ら評価し、『これでアジアや世界の空港と並び、航空需要に対応出来る』と胸を張った。その反面、2500m滑走路建設の課題も残る

中村総裁は「世界との競争力を持てる空港にしてゆく必要はある。(これまでと)同じやり方、同じ考えで行けば夢は叶う」と語ったそうです。

つい最近にも、東峰神社の立木伐採を住民に対し、一辺の話し合いも通告もなく強行し、さらに住民生活を破壊に追い込むような供用を押し進めながら、よくも「同じ気持ち、同じ目線」にたち、「民主主義的な方法で完成」などといえたものです。しかも、「同じ方法、同じ考えでゆけば夢は叶う」と2500m、さらには3300m滑走路を口にしていくのですから、この暫定滑走路供用開始が公団による住民殺追い出し計画であることを宣言しているようなものです。

### こうした公団の攻撃

に対し東峰の石井紀子さんは「一番機が飛んだら出ていくだろうという魂胆が

丸見えでますます負けられないという気持ちになります。」と決意を述べ、石井武さんも「4月18日の供用開始は絶対に許すことは出来ない。供用阻止の闘いには全国から最大限結集してほしい」と訴えています。

「三里塚・暫定滑走路に反対する連絡会」は3月21日、4月18日と供用阻止の現地闘争を呼びかけています。

国土交通省・空港公団による東峰・天神峰住民追い出し、人権無視の暫定滑走路供用阻止に向け連続闘争に結集しよう！